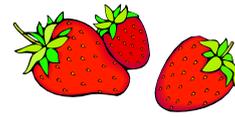


吉見町から転出される方へ



◎吉見町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。

- 新住所に住み始めた日の翌日から数えて14日以内に転入の手続きをしてください。
(正当な理由がなく転入届をしない場合は、過料に処せられることがあります。)

《転入届の手続きに必要なもの》

①前に住んでいた市区町村長発行の**転出証明書**※

②**本人確認**ができるもの

官公署が発行した顔写真付きの証明書

例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、
運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）等

官公署が発行した顔写真付きの証明書がない場合は、次のものから2点以上

例：資格確認書、医療費受給者証、年金証書、年金手帳、介護保険被保険者証 等

③**マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード**（お持ちの方）

④外国人の方は**在留カード**等

⑤代理人が届け出す場合は、転入される本人が自署した**委任状**

⑥国外から転入する方は次のものもお持ちください。

パスポート（全員分）、戸籍謄本、戸籍附票、マイナンバーカード（お持ちの方）

※自動化ゲート等により、帰国（入国）印がパスポートに押印されていない場合は、空港でパスポートに帰国（入国）印を押印してもらってください。帰国後にパスポートを確認し、帰国印が押されていない場合は、e チケットを印刷したものや帰国時の飛行機搭乗券の半券等、入国日が分かるものをお持ちください。

*詳しい手続き等については、転入先の市区町村にお問い合わせください。

《転出が取りやめになったとき》

次のものをお持ちのうえ、速やかに転出取り消しの手続きを行ってください。

◆転出証明書

◆届出人の本人確認ができるもの（上記②を参照）

※特例により転出証明書の出ない転出をされた方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

《転出証明書を紛失したとき》

本人確認ができるもの（上記②を参照）をお持ちのうえ、再交付の手続きを行ってください。

《転出証明書に記載してあることが変更になったとき》

転入届をする際に、変更があることをお申し出ください。

《旧住所での住民票、印鑑登録証明書が必要なとき》

転出予定日前日までは、旧住所の住民票、印鑑登録証明書を請求することができます。転出証明書、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証等）をお持ちのうえ、町民健康課 町民係（庁舎1階 ②番窓口）へ請求してください。

なお、転出届を提出した後は、コンビニ交付サービスを利用できません。

《マイナンバーカードの交付申請中の方》

マイナンバーカードの交付申請中に転出届を提出した場合、カードを受け取ることができません。転入先の市区町村で再申請を行う必要があります。

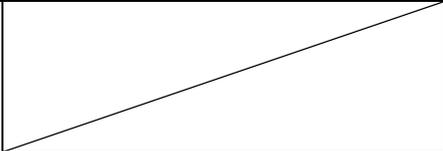
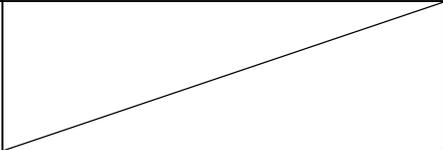
《転出異動日が届出日より過去の日付の方》

異動日から届出日までの期間に交付を受けた住民票や印鑑登録証明書等は実態と異なりますので、必要に応じて提出先にご確認ください。

《以下、該当の方はご確認ください》

チェック欄	項目	吉見町での手続き	新住所地での手続き
	印鑑登録 0493-63-5010(直通)	転出(予定)日をもって吉見町での登録は廃止されます。印鑑登録証を返納するか、ハサミ等で切って破棄してください。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
	マイナンバーカード 0493-63-5010(直通)	◆国外転出の場合 日本国籍の方で、引き続き国外利用を希望する場合は、マイナンバーカードをお持ちになり「国外継続利用申請」の手続きをしてください。 国外でのカード利用を希望しない方または外国籍の方は、マイナンバーカードを返納してください。 ◆国内転出の場合 転出した(新住所に住み始めた)日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入手続きをお願いします。それを経過するとカードが失効します。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	カードの継続利用の手続きをしてください。
	住民基本台帳カード 0493-63-5010(直通)	「住民基本台帳カード」をお返ください。 期限が残っていて継続利用希望の方はお声掛けください。 ※転出した(新住所に住み始めた)日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入手続きをお願いします。それを経過するとカードが失効します。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	必要な方は、カードの継続利用の手続きをしてください。
	在留カード 特別永住者証明書 0493-63-5010(直通)	転出届のみで、在留カード等への住所の記載はありません。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	在留カード等をお持ちいただき、住所の記載を受けてください。
	国民健康保険 0493-63-5011(直通)	「資格確認書等」をお返ください。 【町民健康課 保険年金係】庁舎 1階 ③番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
	後期高齢者医療制度 0493-63-5011(直通)	「資格確認書等」をお返ください。 【町民健康課 保険年金係】庁舎 1階 ③番窓口	新たに加入の手続きをしてください。

チェック欄	項目	吉見町での手続き	新住所地での手続き
	障害者手帳 0493-63-5012(直通)	手続きの必要はありません。 ※埼玉県外、さいたま市、(身体の場合は川越・越谷・川口市)に転出の場合は届出が必要です。 【長寿福祉課 福祉係】庁舎 1階 ④番窓口	「障害者手帳」をお持ちいただき、住所変更の手続きをしてください。
	重度心身障害者医療費 0493-63-5012(直通)	「重度心身障害者医療費受給者証」をお返しください。 【長寿福祉課 福祉係】庁舎 1階 ④番窓口	「障害者手帳」「資格確認書等」をお持ちいただき、新たに登録の手続きをしてください。
	介護保険 0493-63-5013(直通)	「被保険者証」をお返しください。 (「負担割合証」、「負担限度額認定証」の交付を受けている方は、それらもお返しください。) 【長寿福祉課 介護保険係】庁舎 1階 ④番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
	子ども医療費受給資格者証 0493-63-5014(直通)	「子ども医療費受給資格者証」をお返しください。 子ども医療費受給資格消滅届を提出してください。 【子育て支援課 児童支援係】庁舎 2階 ⑩番窓口	「保護者及び子どものマイナンバーカード」「保護者名義の振込先口座がわかるもの」をお持ちいただき、新たに登録の手続きをしてください。
	児童手当 0493-63-5014(直通)	児童手当消滅届を提出してください。 【子育て支援課 児童支援係】庁舎 2階 ⑩番窓口	「養育者のマイナンバーカード」「養育者名義の振込先口座がわかるもの」をお持ちいただき、新たに認定請求の手続きをしてください。
	保育所 0493-63-5014(直通)	退所届を提出してください。 【子育て支援課 児童支援係】庁舎 2階 ⑩番窓口	新たに入所(継続入所も含みます)の手続きをしてください。必要書類は新住所地にご確認ください。
	原付バイク(125cc以下) 0493-54-5028(直通)	「吉見町のナンバープレート」と「標識交付証明書」をお持ちのうえ、廃車の手続きをしてください。「廃車証明書」をお渡しいたします。 【税務会計課 課税係】庁舎 1階 ①番窓口	「廃車証明書」をお持ちいただき、登録の手続きをしてください。 ※転入先でも廃車の手続きができます。(「吉見町のナンバープレート」「標識交付証明書」が必要です。)
	固定資産税 0493-54-5028(直通)	納税通知書等の送付先は、転入先の住所になります。その後、送付先を変更する場合は、ご連絡ください。 【税務会計課 課税係】庁舎 1階 ①番窓口	
	小・中学校 0493-54-7807(直通)	学校から「在学証明書」、「教科書給与証明書」「日本スポーツ振興センター加入の有無の証明書」をお受け取りください。 教育総務課で転校の手続きをしてください。 【教育委員会 教育総務課 学校教育係】庁舎 2階 ⑩番窓口	左記の書類を転出先の学校にお持ちいただき、転校の手続きをしてください。

チェック欄	項 目	吉見町での手続き	新住所地での手続き
	水道 0493-54-1545(直通)	閉栓(使用中止)の手続きをしてください。閉栓をしない場合は、送付先変更の手続きをしてください。 【水生活課 水道業務係】庁舎 3階 ⑫番窓口	転入先で開栓(使用開始)の手続きをしてください。
	浄化槽 0493-54-1545(直通)	転出後の使用の有無によって手続きが異なります。詳しくは、お問い合わせください。 【水生活課 下水道業務係】庁舎 3階 ⑫番窓口	
	空き家 0493-63-5017(直通)	居住者が全員転出される場合は担当課から説明を受けてください。 【環境課 環境衛生係】庁舎 1階 ⑤番窓口	定期的な管理をお願いします。
	老人福祉センター 荒川荘利用券 0493-63-5012(直通)	荒川荘の利用券は、ハサミ等で切って破棄してください。 【長寿福祉課 福祉係】庁舎1階 ④番窓口	

《 吉 見 町 役 場 》

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
 電 話 0493-54-1511 (代表)
 開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 (祝日及び年末年始を除く)

